

5 監査の結果及び意見（農政部）

5.1 札幌市の農業の現状

（1）概要

農業ビジョンによれば、札幌市の農業の現状は以下の通りとなっている。

兼業農家の高い減少率

販売農家について、専兼業別にみると、平成 27 年には、専業農家の割合 58.6%、兼業農家は 41.4%となっており、兼業農家率は石狩管内の 32.4%、北海道の 30.2%と比べて高くなっています。

平成 17 年から平成 27 年までの推移をみると、全ての区分で減少となっており、平成 17 年と比べると、「専業農家」が 23.7%減であるのに対し、「兼業農家」は 54.3%減と 5 割以上減少しています。

高い小規模経営農家の割合

農産物販売金額規模別に農家数をみると、平成 22 年は「50 万円未満」が 20.2%と最も多く、販売金額 300 万円未満の農家が約 7 割を占めています。

石狩管内や北海道においては、300 万円以上の農家の割合が、それぞれ約 6 割強、8 割となっています。これらと比べると販売金額は総じて少ない状況にあります。

進みにくい新規就農

過去 10 年間の新規就農者数をみると、多い年で 8 人、他は年間で数名程度となっており、新規就農が進んでいないといえます。

ここ数年は、年齢的に 45 歳以下の年齢層が多く、新規参入者が後継者を上回る傾向があります。

【課題】

札幌市の農業は都市型農業であるため、農地の保全にあたっては農家数全体の 4 割以上を占める兼業農家や小規模農家も重要な役割を担っているといえます。

しかしながら、これらの農家の数は大きく減少しているのが現状です。

農家の担い手減少を食い止めるためには、これまであまり焦点が当てられてこなかった高齢農業者や女性農業者に対しても農業を営み続けられるよう、農作業受委

託や援農などの仕組みを充実させていくことが求められます。

また、新規就農者には栽培技術指導や販路確保などにより、就農後の早期営農定着が求められます。

さらに、近年、農業分野へ食関連産業や福祉関連の法人・企業など、異業種からの参入の動きが見られます。農業分野への適正な参入に向けて、関係機関との連携調整を図るとともに、農地の確保や営農技術の確立などの取組を進めていくことが求められます。

札幌市のような都市農業については、地方で広大な農地を所有し、それを基盤に事業拡大を進める農家とは異なる経営手法が求められている。

一般的に北海道の農業というと、田舎の広い畑でたくさん農作物を育てるイメージが強いが、都市部で農業を営む場合はそうはいかない。しかし、都市型農業には都市型農業のメリットがある。

- ・消費者との距離が近く、直販が容易
- ・消費者が生産者の数よりも圧倒的に多い
- ・消費者ニーズ、市場動向が掴みやすい

都市型農業の最大のメリットは消費者が近く商品が売りやすいという点で、一般的な農家の多くは農作物の生産に注力し、生産したものは農協などに卸す事が多いが、都市型農業においては、飲食店や消費者に対して直接販売しやすい環境にある。

一方都市型農業のデメリットは以下の通りである。

- ・土地が限られているため、生産量が少ない
- ・周辺住民の理解を得る必要がある

札幌市のような都市では、まとまった広い農地を確保することは困難なので、生産できる農作物の量は限られる。消費者が多いとは言っても、生産量が少ないままでは売り上げを伸ばすことはできない。

また、住宅地が近い場合は周辺住民へ配慮する必要があるため、非常に神経を遣うことになる。臭いのある堆肥は使えず、農薬を当たり前のように散布することもできない。

農林水産業の都市農業の優良事例集～都市農業の特色を活かした魅力ある取組（令和元年9月）における成功事例を見ると、それは、身内のみで行うような従来型の「閉じた農業」ではなく、地域の人を呼び込む「開いた農業」のケースが多いと思われる。

札幌市の市民農園の利用率は100%に近く、農業に興味のある市民は多いと思われる。

平成29年1月の第2次さっぽろ都市農業ビジョンにおいて、都市農業フォーラム（平成28年3月）が開催された際のアンケート結果等が記載されており、その中では今後、農業や農的活動に関わっていこうと思うか、また「思う」と回答した人には、どのような関わり方をするかという質問に対し、農業や農的活動に関わっていくと答えたのは68.4%で、今後どのような関わりをしていくかという問いには、「体験農園」が26.9%、「観光農園でのもぎ取りや収穫体験」が22.4%、「農家ボランティアになって農家のお手伝い」が20.9%となっている。

インターネットでは、数十件の札幌の体験農園が検索でき、ネット上の評価は高い。

体験農園は、行政を通して市民に農地を貸すのではなく、農園主が市民に技術指導し、市民の方が自ら農作物を栽培するというものであり、農園主は、農地を守りながら少ない労働時間で安定した収入を得られ、市民は農作物を栽培し収穫できるという喜びがある。また、顔の見える交流を続けることで、住民の間で農園の知名度が上がり、農場のファンを作る事ができるのではと思われる。

さらに、安心・安全・高品質な食材の生産工程を、消費者が身近な都市部で確認することができれば、生産者-消費者の信頼関係が今まで以上に深まる。生產品と生産者と直接接することができる、消費者側の安心感は圧倒的に違うと思われる。このような都市型農業が身近な存在となれば、人々の農業への興味・関心も強まると思われる。

都市型農業は不要なのか。上記の札幌市の現状の通り、農家の数は大きく減少しており札幌市の農業の将来は悲觀的にならざるを得ない。

しかし、東京都をはじめとする都市部の農地はなくなっても困らないという流れが、

少しずつ残そう・守っていこうという流れに変わってきている。

また、平成 27 年 4 月に施行された都市農業振興基本法によれば、都市農地について「都市住民に地元産の新鮮な農産物を供給する機能のみならず、都市における防災、良好な景観の形成並びに国土及び環境の保全、都市住民が身近に農作業に親しむとともに農業に関して学習することができる場並びに都市農業を営む者と都市住民及び都市住民相互の交流の場の提供、都市住民の農業に対する理解の醸成等農産物の供給の機能以外の多様な機能を果たしている」（都市農業振興基本法 第 1 章 3 条）という評価をしている。

これらの機能が十分に発揮されるよう推進していくという政策により、防災・環境・教育・福祉・コミュニティーの場としての都市農地の価値を国として認めることとなった。

東京都をはじめとする都市部は、近年まで新規就農者がとても少ない状態で、その理由としては、行政などの支援が少なかったことに加え、就農できる農地がなかったことによる。

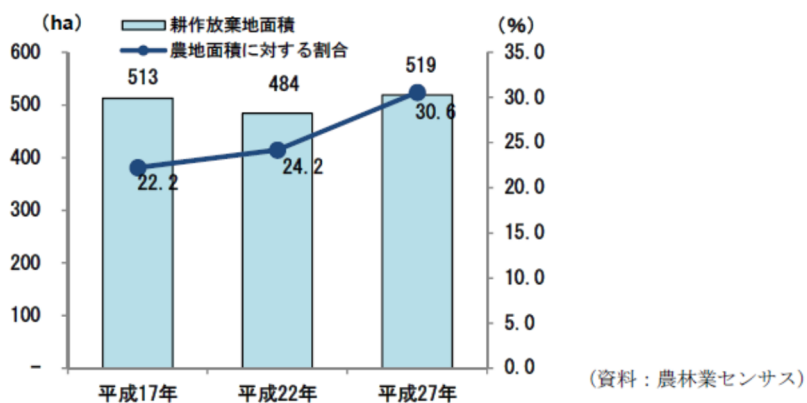
都市部の農地は多くの場合生産緑地に指定されており、これまで、この生産緑地は制度上とても貸しにくい土地となっていた。新規就農者がいきなり都市部の土地を買うことは金銭的に不可能に近く、借りると言っても貸してくれるところがない。

2018 年 9 月に都市農地賃借円滑法が制定され、生産緑地の賃貸が現実的にできるようになり、新規就農したいと言う若者にとっては大変な影響がある。なお、市には生産緑地がないため、この制度による影響はない。

市においても、耕作放棄地は以下の通り増加の傾向があり、また、都市農業フォーラム（平成 28 年 3 月）が開催された際のアンケート結果等には、農地を探すまでサポートしてほしい。就農を希望しても農地が手に入りにくいとの意見もある。

耕作放棄地の所有者への農地賃貸のメリット等の情報提供を粘り強く進めていくしかないと思われる。

全国の耕作放棄地面積の推移



(2) 札幌の農産物のブランド化について(意見)

市においては、「さっぽろとれたてっこ」として、札幌市農業振興協議会が一定の基準に基づき認証した農業者が生産した農産物やその加工品を「さっぽろとれたてっこ」ブランドとして普及する取組をするなど、札幌の農産物のブランド化及び地産地消を進めている。

さっぽろとれたてっこ制度は、札幌の農業者が生産する農産物を対象とした産地表示制度で、地域ブランドを目指すものです。

‘さっぽろとれたてっこ’のマーク(右図)(以下、「マーク」といいます。)の表示を行い、札幌の農産物を広く消費者に知っていただき、販売を促進することで、地産地消の拡大につなげます。

また、‘さっぽろとれたてっこ’の生産者は、*環境に配慮し、安全・安心の向上に努めます。



札幌の農産物のブランド化及び地産地消を進める一つとして、市民が札幌の農産品を購入できる店舗等について札幌市のホームページ上では、サッポロさとらんど(農産物の販売を冬期間(11月4日~4月28日)は、営業していない)やJAの店舗が記載されている。

札幌の農産物のブランド化は、消費者が数ある選択肢の中から札幌の農産物を選択してもらうことで、一昔前であれば、品質の良く値段が安いものを提供すればそ

れだけで選ばれていたが、今では明確に差別化し、独自性を可視化しない限り、消費者から選ばれにくいと思われる。

平成 29 年 1 月の第 2 次さっぽろ都市農業ビジョンにおいて、都市農業フォーラム（平成 28 年 3 月）が開催された際のアンケート結果等が記載されている。札幌市の今後の農業施策に期待することとして、以下の意見が挙げられている。

「札幌でとれた新鮮な野菜が身近なところで買えるようにすること」が 45.9% で最も高く、次いで「安全安心な農作物を供給すること」が 43.9%となっていた。また、「マルシェなど市民と農業者が交流できる機会をつくること」が 28.6%、「札幌の農産物や食に関する情報をもっと提供すること」が 26.5%となっていた。

また、自由な記述では、

【情報発信】

- ・札幌農業について見聞が広がりました。もっともっと、札幌で収穫された野菜、果物を食しようと改めて感じました。大変勉強になりました。
- ・まだまだ札幌市内に農業を知ってもらっているとは思えず、農家、札幌市、JAと一体となってアピールしてほしいです。
- ・札幌市は道内で 10 位以内に入る農産物がたくさんあるのに、市民があまり自分の市でとれるものについて知らないことが多いように感じる。（他の道内市町村出身の人は、自分の地元の農産物や魚貝類について自慢できることを話せる人が多いように感じる）
- ・札幌市内でこんなに農作物を作っていることを初めて知りました。特に南区の果樹園の多さにびっくりです。10 年間札幌に住んでいて驚かされました。もっと広く市民にも知らせる場を設けてもいいのかなと思います。

【札幌産農産物の流通・販売について】

- ・スーパーには高知や宮崎の促成栽培の野菜が並ぶが市内で採れた野菜を食べられるような未来の子供達にそういう野菜を食べさせてあげられるような農政をすすめて欲しい。
- ・市民にさっぽろ農業を強力に P R し、更に売店の確保が必要。現在は知らない市民が多いと思います。
- ・市内産の野菜をもっとまとめて、身近に買える所があるといいです。

・地元にもっと札幌産が出回れば良いと思います。せっかく玉ねぎを作っても、東京で売られているのは残念です。

このように、平成 28 年の段階でも「札幌でとれた新鮮な野菜が身近なところで買えるように」との意見が多かったと思われるが、現状もそれほど変化してないと思われる。

そのため、「あの場所に行けばいつでも購入できる」場所を継続的に提供し、郊外はもとよりできれば市内中心部でも購入できる場をつくることを市として検討することも必要であると思われる。

(3) 情報発信の重要性(意見)

情報発信については現時点では有効に行われているとは言えないと思われる。特に農業にかかる情報を一体として提供できるプラットフォームとなるホームページ等の提供ができないか検討すべきと考える。農業に興味のある人が札幌の農業について知りたい場合に一つのホームページを見るだけで多くの情報を入手できる場の提供は、重要と考える。

特に、若年の新規就農を希望する人向けには、充実した内容を提供できる必要があり、市のサポート体制、その他のサポート体制、補助金・助成金等及び就農者の成功・失敗の体験談等が必要と思われる。

また、既に就農している農業者のホームページ作成あるいはコンサルティング等への補助金・助成金の提供も検討するべきと思われる。その場合にも、上記のプラットフォームからリンクできるようにするなど情報の一体化をすすめる必要ある。

提供されるべきものには以下のような情報が考えられる。

情報を発信したい人	知ってほしい情報(例)
農業者	・生産している農作物 ・農家のうり(特徴) ・直売場

情報入手したい人	知りたい情報(例)
農業・農作物に興味がある人	<ul style="list-style-type: none"> ・市民農園 ・体験農園 ・直売場 ・札幌市の農作物
農業を学びたい人	<ul style="list-style-type: none"> ・学校・研修施設
新規就農を希望する人	<ul style="list-style-type: none"> ・研修施設 ・新規就農のための相談先 ・補助金及び助成金 ・借入金制度 ・就農者の成功・失敗の体験談
既に就農している人	<ul style="list-style-type: none"> ・補助金及び助成金 ・研修施設 ・借入金
後継者を探している人	<ul style="list-style-type: none"> ・相談先(後継者のマッチング含む)

5.2 契約事務に係る監査の結果及び意見

(1) 実施した監査手続

札幌市農業体験交流施設(以下「さとらんど」)に関する契約事務を中心に、現地視察、及び、監査対象年度の簿冊の査閲等を行った。

(2) 概要

各契約事案における事務の執行は特段の問題は認められず、適正・適法に行なわれており、指摘すべき点は認められなかった。

もっとも、以下の各事案に関する監査の過程において認識した事実関係のもと、改善等を要すると思料される点が認められた。当該監査意見については以下のとおりである。

ア. サッポロさとらんどリフレッシュ事業 < AP2019 サッポロさとらんど機能アップ事業 >

(ア) 事業概要

子育て世代のニーズに応える新たな施設として、さとらんどセンターハウス2階に、食育と木育をテーマとしてキッズコーナーを整備することとして、随意契約により、幼児用のイスやテーブルなどの家具を障害者支援施設から購入した事案である。

(イ) 本事業にかかる随意契約締結の法的根拠

随意契約とは、地方公共団体が競争の方法によらないで、任意に特定の者を選定してその者と契約を締結する方法である。競争に付する事務手続きの手間を省き、契約の相手方を任意に選定できる点において、信用、能力等のある業者を選定できるメリットがある反面、一般競争によらないために、価格が不適正なものとなる懸念を有している。

そのため、随意契約の方法による契約の締結は、公正かつ価格の有利性を確保し得る観点に基づく一般競争入札の原則に対する例外として、法定の要件を満たす場合に認められる(地方自治法第234条、同法施行令第167条の2)。

中でも、サッポロさとらんどリフレッシュ事業< A P 2019 サッポロさとらんど機能アップ事業 >における物品購入に関する随意契約については、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号に規定されたいわゆる 3 号随意契約と呼ばれるものである（以下「3 号随意契約」という。）

地方自治法施行令第 167 条の 2（抜粋）

（随意契約）

第六十七条の二 地方自治法第二百三十四条第二項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

三 …… 障害者支援施設 …… が行う事業でその事業に使用される者が主として生活困窮者であるものに係る役務の提供を当該施設から普通地方公共団体の規則で定める手続により受ける契約をするとき。

そして、同号の規定に基づき随意契約を締結する場合の事務手続きについては、各契約事務担当者が適正な事務執行を行えるよう、市契約管理担当局長からの平成 26 年 4 月 3 日付け「地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号の規定に基づき随意契約による場合の事務手続について(通知)」（以下、「3 号随意契約に関する通知」という。）において、具体的に説明がなされている。

（ウ）監査結果

a . 3 号随意契約に関する通知の文言解釈について（参考意見）

既述のとおり、本件事業における市の契約事務それ自体は、契約当時における各通知や方針に沿った適正な事務執行であると認められる。もっとも、前提として、3 号随意契約に関する通知の第 5 項（下記参照）に関し、若干の参考意見を述べる。

3 号随意契約に関する通知第 5 項

5 予定価格が 100 万円以下の場合の取り扱いについて

（1）物品の購入

物品・役務要領第 48 条第 1 項の表中の「特定販売品」のオによる特定者から見積書を徴する契約として取り扱い、同条及び第 26 条の規定に沿って事務を行ってください。なお、伺書等には、一定の政策目的を達成させるため、上記 2（1）に掲げた障害者支援施設等から物品の購入契約を締結せざるを得ない理

由を明記すること。

上記第5項(1)は、上記引用のとおり、予定価格が100万円以下の障害者支援施設等からの物品購入契約を締結しようとする際に、伺書において、「障害者支援施設等からの物品の購入契約を締結せざるを得ない理由」の明記を求めている。しかしながら、3号随意契約に関する通知自体に触れられているとおり、そもそも「一定の政策目的を達成させるため」に、障害者支援施設等からの物品購入を法令上認めているものであり、「契約を締結せざるを得」ない事情があつて購入するというものではないはずである。

万が一これを厳格に適用するとすれば、契約に至る事例は生じ得ないことになりかねず、その意味で、同通知において、「物品の購入契約を締結せざるを得ない理由を明記すること」の解釈においては、文言解釈によることなく、具体的な政策目的に叶うものであることの理由説明で足りるとするか、同通知の記載について例外的に契約を締結せざるを得ない場合に限るものでないことがわかるよう疑義の無い修正をなされることが望ましいと考える。

b．価格の妥当性の担保について（参考意見）

前項に述べたように、障害者支援施設等からの物品購入は、政策目的も考慮された例外事例であり、安易な運用がされては、その弊害が大きなものとなりかねない。こうした観点から、3号随意契約に関する通知において、以下の留意事項が規定されている。この点は、まさに適切であるといえる。

3号随意契約に関する通知第3項

3号随意契約は、機会均等、透明性及び公平性に配慮する必要があります。年度内の発注数、受注可能者数などを勘案し、安易に3号随意契約によることなく、均衡のとれた発注に努めてください。また、3号随意契約による場合の公表の目的は、契約の過程においてその内容、契約の相手方の氏名、随意契約とする理由などを公表し、一定の政策目的を達成させるため随意契約に契約を締結することを広く市民に理解してもらうことにあります。

その観点からは、本件事業における随意契約は、事業者ごとに100万円以下の発注金額であり、契約の相手方を公募により決定する必要がないとはいえ、障害者支援施設からの購入ということだけをもって、購入価格の妥当性が担保されない結果とならないよう留意が必要である。

この点、本件契約の事務執行において、十分類似商品の価格との均衡を検討していることが伺われたが、購入検討時の資料として残されているものを確認できなかった。価格の妥当性を担保し、事後に検証しうるように、最低限、価格検討の履歴を残しておくことが望ましいと考える。

イ．サッポロさとらんど埋蔵文化財包蔵地掘削業務

(ア) 事業概要

サッポロさとらんど敷地内にて、埋蔵文化財調査に必要な機械掘削作業を、市民文化局文化部が指定する3日間に亘り行う事業である。

(イ) 本事業にかかる契約方式（一般競争入札）の選択

一般競争入札とは、公告によって不特定多数の者を誘引して、入札により申込をさせる方法により競争を行わせ、その申込のうち、地方公共団体にとって最も有利な条件をもって申込をした者を選定して、その者と契約を締結する方法をいい、自治体の契約実務における原則である（地方自治法第234条）

(ウ) 監査結果

a．1社入札となったことについて（意見）

一般競争入札は、上記のとおりまさに競争を行わせるということに意義があるところ、本事業における入札者は、1社しかおらず、かつその1社は、さとらんどの指定管理者である、さとみらいプロジェクトグループの代表企業であった。

そもそも本事業の入札参加資格を有する会社は、106社という多数であったことが確認されているが、そのうちわずか1社しか入札がなされなかったことは、競争性が実質的に担保されたとはいいいにくい結果となっている。

その原因として、市からは、「人手等の確保」が考えられるとの回答を得た。要するに、本業務の内容は、市民文化局文化部が指定する日に、埋蔵文化財調査に必要な機械掘削作業を行うというものであり、作業の日程が天候（雨天時は調査不可）や他の場所の進捗状況（民間企業の試掘調査が優先）に応じて決まり、場合によっては直前の判断となる場合があるものであった。そのため、本業務の告示段階（9月13日）で、仕様書に、作業日となる可能性のある日を「10月8日（金）～11月12日（金）のうちの3日間」という幅のある記載をし、また、「作業日決定の連絡は直前になる可能性もあり、人員の確保など、十分な準備期間が確保できない場合があることに留意すること」という記載をしたとのことである。このようなことから、指定された日程に人手等を確保できるか確証が得られず、入札参加を避けた業者がいるのではと推察されたとの回答であった。

しかしながら、そのような前提認識が存在しているのであれば、上記回答にあるような制約が伴う仕様としたことこそが入札参加を避けざるを得なかった原因であるといわざるをえず、入札に参加しやすい事業内容とした仕様でなかったことに問題があるのではないかと思料する。さらには、そもそも指定管理者が存在し、同社が入札参加資格を有しているという事情は、これを知る他の業者からすれば、事実上、入札参加を控える要因ともなりかねない。

したがって、一般競争入札とするにしても、実質的に入札を控えざるをえない仕様とするならば、形式的には一般競争入札により契約者を選定しているといっても、実質は、競争原理が働いた価格形成がされたとはいえないのであって、1社入札とならないような仕様の工夫や、広く入札を呼びかけるなど、類似の契約事務においては、今後の対応を検討するべきである。

5.3 札幌市農業体験交流施設（さとらんど）に係る監査の結果及び意見

（１）実施した監査手続

さとらんどの資産管理について、現地視察、及び、監査対象年度の簿冊の査閲等を行った。

（２）管理物件の修繕負担の明確化

ア．概要

市はさとらんどを適正かつ円滑に管理するためにさとみらいプロジェクトグループ（以下「さとみらい」）との間で「札幌市農業体験交流施設の管理に関する協定書」を締結し、さとみらいを指定管理者としている。

指定管理者制度の代表的な課題として、施設設備に関する所有区分や修繕責任に関する取り決めがある。施設設備や備品類の使用可能期間が指定管理期間を超過することは珍しくないが、そのような資産に関する所有者が指定管理者または委託者のいずれであるのか、修繕を要する場合の負担はいずれが負うのかについて、不明確となっている。

本件の場合、協定書上次のように定められている。

札幌市農業体験交流施設の管理に関する協定書

（修繕費等の負担）

第19条 管理物件の修繕等については、1件（合理的な理由のある工事単位をいう。以下同じ）につき、100万円（消費税及び地方消費税を含む）以上のものは甲の負担で行うものとし、1件につき100万円（消費税及び地方消費税を含む）未満のものは乙の負担で行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、乙の管理瑕疵に基づく管理物件の損傷に伴う修繕等は、乙の負担で行うものとする。

（備品の調達及び帰属）

第20条 管理物件である備品が管理業務等の用に供することができなくなった場合は、仕様書に定めるところにより、甲又は乙の負担で更新するものとする。ただし、乙の責に帰すべき事由により滅失し、又は毀損した場合は、乙の負担で備品

を調達しなければならない。

2 前項の備品以外の物品で、乙が必要とするものは、あらかじめ甲の承認を得た上で、乙の負担で調達し、管理業務等の用に供することができる。

3 第1項の規定により調達した備品の所有権は甲に帰属し、前項の規定により調達した物品の所有権は前項の甲の承認における条件または特に別段の定めがない限り乙に帰属する。

イ．監査結果

(ア) 管理物件の修繕費等の負担の金額基準について (意見)

管理物件の修繕費等の負担について、協定書では1件(合理的な理由のある工事単位をいう。以下同じ)につき、100万円(消費税及び地方消費税を含む)以上のものは甲の負担で行うものとし、1件につき100万円(消費税及び地方消費税を含む)未満のものは乙の負担で行うとし、100万円(消費税及び地方消費税を含む)を基準としているが、以下の点で明らかに合理性に欠けていると思われる。

- a．金額基準のみである
- b．基準額が100万円となった根拠資料がない
- c．基準額の見直しが検討されていない

管理物件には、取得価額も耐用年数も異なる資産が混在しており、すべての資産において100万円が合理的な水準とはならない。また、そもそも100万円の設定根拠が保管されておらず、合理性を確認できない。さらに、基準額の見直しが検討された記録もなく、見直しの検討の有無が確認できない。

指定管理制度において、修繕費の負担区分は目的達成のために重要な論点であり、重要であるからこそ合理的な判断基準を詳細に明文化する必要がある。

(イ) 協定書における修繕費等の定義の明確化について (意見)

修繕費とは有形固定資産等を修理・改修するために支払った費用であり、通常の経営に必要な機能維持や原状回復も含まれる。

一方、その支出によってもともとあった資産よりも資産の耐久性が高まるなど、資産価値を高めるような支出は資本的支出と定義され、修繕費ではなく対象資産の取得価額に加えられる場合もある。一般的には、修繕費と資本的支出を区別することが容易でない場合も多いため、具体的な判断基準が協定書へ示されなければ、民間団体である指定管理者と行政機関である市とで、画一された判断が維持されるとは考えにくい。

また上記（ア）で記載の通り、修繕費等について100万円以上のものは市が、100万円未満のものは指定管理者が負担することとなっている。100万円未満の修繕費等は指定管理者にとっては持ち出しになることから、本来修繕するべきであるが、あと数年はこのままでも維持できるのであれば修繕等を怠る動機となる可能性がある。

このように、修繕費等の定義に関する認識が異なることにより、必要な修繕が行われない、不必要な支出を招く等の可能性があるため、市として修繕費等の定義を再確認し、指定管理者との同意を図る必要がある。

なお、参考として財団法人地域総合整備財団の報告書「指定管理者制度における協定のあり方」の中で修繕費負担に関する事例がまとめられていたので、以下に示す。

指定管理者協定における修繕費等費用負担に関する事例			
	地方公 共同体	協定書名	関連条文等
	近江八 幡市	近江八幡市 駅南総合ス ポーツ施設 仮基本設定 書(案)	<p>【協定書】</p> <p>(施設の増築等)</p> <p>第12条 施設の増築、移設については、甲が自己の費用と責任において実施するものとする。</p> <p>2 施設の修繕については、仕様書に基づき実施するものとする。</p> <p>3 乙が、施設の改造を行う場合、事前に甲の承認を得なければならないものとし、該当の改造に係る経費は乙の負担とする。</p> <p>【仕様書】</p> <p>(3) その他</p> <p>施設及び付属設備並びに備品等が破損の修繕については、主たる原因が構造等から起因するもの以外は、指定管理者が負担するものとする。但し、疑義が生じた場合は、近江八幡市及び指定管理者の間で、協議すること</p> <p>光熱水費・消耗品費等は、指定管理者の負担とする。</p>
	桑名市	桑名市公園・ スポーツ施 設等の管理 に関する協 定書(案)	<p>(管理施設の改修等)</p> <p>第11条 管理物件の本来の効用を維持するために必要な修繕については、見積額が1件50万円(消費税及び地方消費税を含む)以上のものについては、甲の負担と責任において実施するものとし、見積額が1件50万円(消費税及び地方消費税を含む)未満のものについては、乙は甲の承認を受け、乙の負担と責任において実施するものとする。</p>
	高知県	高知県立手 結港海岸緑 地公園の管 理運営に関 する協定書	<p>(施設等の修繕)</p> <p>第10条第2条で規定する業務を行ううえで支障があり、甲が施設及び設備の維持管理に必要と認める修繕についての費用は、通常の使用において生じた消耗部品の交換等であって、{修繕の費用が5万円未満のものを除き、甲が負担するものとする。</p>

四街道市	四街道市文化センターの管理に関する協定書 (案)	<p>(本施設の改修等)</p> <p>第14条本施設の改修、改造、増築、移設については、甲の責任と費用において実施するものとする。ただし、あらかじめ甲の承諾を得て、乙の費用において行うものについては、この限りでない。</p> <p>2本施設の修繕については、1件につき5万円以上のものについては、甲の責任と費用において実施するものとし、1件につき5万円未満のものについては、乙の責任と費用において実施するものとする。</p>																													
四日市市	四日市市なやプラザ(市民活動センター・なや学習センター)施設指定管理者協定書	<p>別表 修繕等経費負担区分</p> <table border="1" data-bbox="660 815 1337 1695"> <thead> <tr> <th data-bbox="660 815 807 927">項目</th> <th data-bbox="807 815 1139 927">内容</th> <th data-bbox="1139 815 1235 927">市</th> <th data-bbox="1235 815 1337 927">指定管理者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="660 927 807 1039">施設の増改築</td> <td data-bbox="807 927 1139 1039"></td> <td data-bbox="1139 927 1235 1039">○</td> <td data-bbox="1235 927 1337 1039"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="660 1039 807 1366" rowspan="2">施設等の修繕、窓ガラス入替、給排水施設の補修等</td> <td data-bbox="807 1039 1139 1097">1件10万円以上</td> <td data-bbox="1139 1039 1235 1097">○</td> <td data-bbox="1235 1039 1337 1097"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="807 1097 1139 1366">1件10万円未満</td> <td data-bbox="1139 1097 1235 1366"></td> <td data-bbox="1235 1097 1337 1366">○</td> </tr> <tr> <td data-bbox="660 1366 807 1532" rowspan="2">施設に付帯する土木工事</td> <td data-bbox="807 1366 1139 1424">1件10万円以上</td> <td data-bbox="1139 1366 1235 1424">○</td> <td data-bbox="1235 1366 1337 1424"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="807 1424 1139 1532">1件10万円未満</td> <td data-bbox="1139 1424 1235 1532"></td> <td data-bbox="1235 1424 1337 1532">○</td> </tr> <tr> <td data-bbox="660 1532 807 1695" rowspan="2">器具修繕、備品等の修理</td> <td data-bbox="807 1532 1139 1590">1件10万円以上</td> <td data-bbox="1139 1532 1235 1590">○</td> <td data-bbox="1235 1532 1337 1590"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="807 1590 1139 1695">1件10万円未満</td> <td data-bbox="1139 1590 1235 1695"></td> <td data-bbox="1235 1590 1337 1695">○</td> </tr> </tbody> </table>	項目	内容	市	指定管理者	施設の増改築		○		施設等の修繕、窓ガラス入替、給排水施設の補修等	1件10万円以上	○		1件10万円未満		○	施設に付帯する土木工事	1件10万円以上	○		1件10万円未満		○	器具修繕、備品等の修理	1件10万円以上	○		1件10万円未満		○
項目	内容	市	指定管理者																												
施設の増改築		○																													
施設等の修繕、窓ガラス入替、給排水施設の補修等	1件10万円以上	○																													
	1件10万円未満		○																												
施設に付帯する土木工事	1件10万円以上	○																													
	1件10万円未満		○																												
器具修繕、備品等の修理	1件10万円以上	○																													
	1件10万円未満		○																												

大阪府	大阪府立労働センターの管理運営業務基本協定書 大阪府立漕艇センターの管理業務基本協定書	【リスク分担表】				
		段階	種類	内容	負担者	負担者
					府	指定管理者
		維持	物価	物価変動		○
		管理・運営段階	維持補修	事業者の発表により行う施設・設備・外構の維持補修		○
				府の発意により行う施設・設備・外構の維持補修	○	
				施設・設備・外構の保守点検（法定点検及び 日常の維持補修含む）		○
				施設・設備・外構の経年劣化による維持補修（建物所有者の発意による維持補修を含む）	○	
				施設・設備・外構の経年劣化による維持補修（管理上緊急を要するもの）		○
				事故・火災による施設・設備・外構の維持補修		○
天災その他不可抗力による施設躯体、設備の損壊復旧	協議事項					
法令改正により必要となった施設躯体の維持補修（施	○					

					設利用者の生命身体の安全確保を目的として施設躯体の改修が必要となった場合)		
			天災 他不可抗力による事業中止等		大規模な災害等による事業中止等	協議事項	
			市場環境の変化		利用者の減少、競合施設の増加、需要見込みの誤りその他の事由による経営不振		○
	大和市	大和市まごころ地域福祉センターの指定管理に関する協定書(案)	<p>(管理施設の改修等)</p> <p>第15条管理施設の改修、改造、増築、又は移設については、次項の規定を除き甲が自己の費用と責任において実施するものとする。</p> <p>2 乙は、業務の効率的又は効果的な運営を目的として管理施設の改修を行おうとする場合には、甲に協議を申し出ることができる。当該協議においては当該改修等の必要性、妥当性等を検討するものとし、甲がその必要性、妥当性等を適正と認めた場合に、乙は当該改修等を自己の費用と責任において実施できるものとする。</p> <p>3 管理施設の修繕については、1件につき10万円(消費税及び地方消費税を含む。)以上のものについては甲が自己の費用と責任において実施するものとし、1件につき10万円(消費税及び地方消費税を含む。)未満のものについては、乙が自己の費用と責任にお</p>				

			いて実施するものとする。																											
長崎県	崎野自然公園の管理に関する基本協定書	<p>【リスク分担表】 抜粋</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">種類</th> <th rowspan="2">内容</th> <th colspan="2">負担者</th> </tr> <tr> <th>県</th> <th>指定管理者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>管理施設</td> <td>指定管理者の責めに帰すべき事由による場合</td> <td></td> <td>○</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">の修繕</td> <td>修繕に係る費用が1件30万円を超えない場合 (経年劣化の場合も含む)</td> <td></td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>上記以外の場合</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>備品等の損傷・盗</td> <td>指定管理者の責めに帰すべき事由による場合</td> <td></td> <td>○</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">損壊・盗難</td> <td>修繕に係る費用が1件30万円を超えない場合 (経年劣化の場合も含む)</td> <td></td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>上記以外の場合</td> <td>○</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	種類	内容	負担者		県	指定管理者	管理施設	指定管理者の責めに帰すべき事由による場合		○	の修繕	修繕に係る費用が1件30万円を超えない場合 (経年劣化の場合も含む)		○	上記以外の場合	○		備品等の損傷・盗	指定管理者の責めに帰すべき事由による場合		○	損壊・盗難	修繕に係る費用が1件30万円を超えない場合 (経年劣化の場合も含む)		○	上記以外の場合	○	
種類	内容	負担者																												
		県	指定管理者																											
管理施設	指定管理者の責めに帰すべき事由による場合		○																											
の修繕	修繕に係る費用が1件30万円を超えない場合 (経年劣化の場合も含む)		○																											
	上記以外の場合	○																												
備品等の損傷・盗	指定管理者の責めに帰すべき事由による場合		○																											
損壊・盗難	修繕に係る費用が1件30万円を超えない場合 (経年劣化の場合も含む)		○																											
	上記以外の場合	○																												
栃木県	栃木県なかがわ水遊園の管理に関する協定書(案)	<p>(施設の改築及び修繕等の実施区分)</p> <p>第30条乙は、水遊園の建物、構築物、機械装置又は工具器具備品について、改築、新設、修繕その他の現状変更が必要と認められるときは、あらかじめ甲と協議しなければならない。</p>																												
八王子市	八王子市立長房西保育園の管理に関する年度	<p>(施設の維持修繕等)</p> <p>第1条 事業に係る施設の大規模な改築、改造若しくは修繕、又は新設、増築若しくは移設に要する費用は原則として八王子市が負担するものとする。その他の軽微な修繕は指定管理者が管理業</p>																												

		協定書	務に係る経費の範囲内で行う。 2 乙が故意又は重過失により施設等を破損した場合は、金額にかかわらず乙が負担する。
	武蔵野市	武蔵野市立 〇〇コミュニティーセンターの管理運営に関する基本協定書	(施設の改築等) 第17条 施設の改築、改造、増築、移設及び大規模改修は、甲が行うものとし、乙は、甲の承認を受けた場合を除き、コミュニティセンターの原状を変更してはならない。ただし、施設の維持のための小規模修繕については、乙が行うことができるものとする。修繕については、乙が行うことができるものとする。
	和光市	和光市地域活動支援センター指定管理者年度協定書	(施設の維持補修等) 第4条 本業務に係る施設の大規模な改築、維持補修等及び備品の取得は、原則として甲と乙協装の上、行うものとする。ただし、甲の承認を受けた1件10万円未満の施設改修工事及び1件5万円未満の備品の取得については、甲が支払う対価の範囲内において乙が行うものとする。
〔指定管理者制度における協定のあり方(財団法人地域整備財団 ふるさと財団)より抜粋〕			

(3) 備品出納簿の運用について

ア. 概要

市では、物品の定義及びその管理について次のとおり定めている。

札幌市会計規則

(物品の種類)

第117条 物品とは、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 備品 その性質又は形態を変えずに比較的長期にわたり継続使用できるもの
- (2) 消耗品 使用によりその性質又は形態を変え、若しくはその全部又は一部を消

耗するもの

(物品の管理)

第 119 条 物品(物品出納員において保管する用品を除く。)は、物品管理者がこれを管理する。

2 物品管理者は、物品分任出納員の所属する課の長(市長が指定する課にあっては、市長が指定する担当課長)をもつてこれに充てる。

3 物品管理者は、その所管に係る物品を常に良好な状態で管理し、その目的に応じて最も効率的に使用させなければならない。

4 物品管理者の職務を補助するため、物品管理者の属する課に物品管理員 1 人を置く。

5 物品管理員は、物品管理者がその所属職員のうちからこれを指名する。

6 物品管理員は、物品管理者の命を受け、物品の整理、記録管理等の物品の管理に関する事務を行う。

7 物品管理員に事故があるときは、物品管理者は、その所属職員のうちからあらかじめ指名する職員に物品管理員の職務を行わせることができる。

(現金出納員等及び物品出納員等の帳簿)

第 143 条 現金出納員等は、現金出納簿(様式 114)を備えなければならない。

2 物品出納員は、用品出納簿(様式 115)を備えなければならない。

3 物品分任出納員は、次の帳簿を備えなければならない。ただし、第 2 号に掲げる帳簿については、市会計管理者が別に定めるときは、これを省略することができる。

(1) 備品出納簿(様式 116)

備品出納簿									
						品名			
年月日	摘要	備品番号	受入		払出	現在高			
			数量	金額		使用数量	保管数量	計	

このうち、上記の備品出納簿について閲覧した結果、資産の異動が行われた時点で備品出納簿への記録が行われているものの、長期間異動がない資産については現物確認が行われている記録がなかった。

また質問した結果、そのような事務（現物確認）は実施していないとのことだった。現状、備品についての現物確認は市のルール上求められていなく、農政部では、物品異動の場合に確認しているものの、その記録は残されていなかった。

イ．監査結果（意見）

備品に限らず、物品その他資産の定期的な現物確認は日々の受け払い時の現物確認を補完し、資産の毀損や滅失等を発見する上でも有用であり、資産管理を行う上で重要である。また、その時点での正しい資産額を確定させる目的でも有用である。

法人が所有するデジタル機器や事務用品などの備品類を、従業員が不当に売却する行為は、従業員による資産横領不正のひとつであるが、近年、個人が容易に物品等を第三者へ売却できる環境が整っており、備品等の資産について現物確認を行わないことは、不正の機会について統制が行われていないことを意味し、資産の異動がなければ不正を発見することすらできない仕組みである。

市は数多くの資産を取り扱っており、一度にすべての資産に対する現物管理は難しいが、定期的な現物確認をルール化し、適切な資産管理を行う必要がある。

5.4 補助金及び助成金の事務に係る監査の結果及び意見

(1) 札幌市農業基盤整備事業補助金について

ア．概要

市で農業経営を行う場合、国や道、市が実施する各種支援制度を利用することができるが、その中で市が単独で実施する「札幌市農業基盤整備事業」は、国・道費補助事業の採択要件に満たない事業を対象に、市内農家が組織的に取り組む農業生産基盤の整備に要する経費の一部を補助するものである。

土地基盤整備（国・道費補助事業に対する市費上乗せ補助）のほか、「人と環境にやさしい農業」や地元で取れた農産物を地元で消費する地産地消を基本理念とした生産設備や加工施設、直売所整備等による地域活性化の推進や有害鳥獣対策などを重点的に進めている。

イ．規程等

札幌市農業基盤整備事業については、札幌市農業基盤整備事業補助要綱及び同運用規定を設け、事業実施主体、具体的補助内容等を定めている。

札幌市農業基盤整備事業補助要運用規定

第1 目的

この規定は、札幌市農業基盤整備事業補助要綱（平成9年3月31日経済局長決済）（以下「要綱」という。）の運用にあたり必要な事項を定めることを目的とする。

第2 事業実施主体

1 要綱第3条にいう市長が認める農業生産者とは、市内に在住し、現に農業経営を営み、又は営もうとする者で、(1)～(3)のいずれかの要件を満たすものとする。

(1) 農業経営基盤強化促進法に基づく認定農業者及び認定新規就農者、又は札幌市中核農家として登録を受けた者（以下「中核農家」という。）であること。

(2) 下記の要件すべてを満たす後継者がいること。

ア 農業生産者が「認定農業者」の認定を受ける際の「農業経営改善計画認定申請書」または「中核農家」の登録を受ける際の「札幌市中核農家登録申請書」中に記載されている現状年間150日以上農業従事者であり、かつ、親から農業経営後継者であることの申立てがあること。

イ 札幌市が地域ごとに作成した「人・農地プラン」において、事業実施主体となる親が地域の中心となる経営体として位置付けられており、かつ、当該プランの後継者の有無欄に「有」と記載されている者。

(3) 要綱別表の市費単独補助 有害鳥獣対策事業については、下記ア～エのいずれかの要件を満たす者とする。

ア 本項(1)

イ 本項(2)

ウ 販売農家

エ 市民農園整備促進法(平成2年法律第44号)に基づき市長が認定した市民農園の開設者

2 要綱第3条にいう農業関係団体とは、市内の主たる事務所の所在地を有する農業協同組合や農業法人で、次に定めるものとする。

(1) 農業生産者で組織された団体であって、代表者の定め及び規則その他これに準ずるものを有する団体

(2) 農業生産者とそれ以外のもので組織された団体であって、代表者の定め及び規約その他これに準ずるものを有する団体

第3以降 略

このように、札幌市農業基盤整備事業補助金の対象者は、原則として札幌市中核農家のほか、認定農業者や認定新規就農者、農地所有適格法人となっているが、有害鳥獣対策事業については、販売農家等も対象となる。

ウ．監査結果

(ア) 札幌市農業基盤整備事業補助金の対象者について(意見)

令和3年には、札幌市農業基盤整備事業補助金の利用は23件であり、そのほと

んどは有害鳥獣除けの電気柵とパイプハウスの建設補助金申請である。

上記の通り、本補助金を申請できるのは、個人の場合には、札幌市中核農家のほか、認定農業者や認定新規就農者が対象となっている一方で、それ以外の販売農家は有害鳥獣対策のための補助金が対象となっているのみである。

販売農家を有害鳥獣対策補助金の対象者とする一方で、パイプハウス建設補助を含めない理由として、担当課は有害鳥獣対策を目的とした電気柵は、広い範囲で設置することがより効果的であるため、補助エリアに市街化区域も含めることとし、その結果、補助対象を販売農家まで広げているのに対し、パイプハウスの補助は、限りある予算を有効的・効果的に使うため、市の農業生産振興に寄与する農業者を優先することとし、中核農家以上を対象としているとのことであった。

しかし、パイプハウスの設置の必要性については寒冷地かつ多降雪地帯である市の地域性を踏まえ、販売農家にも広く認められる合理性もあると考えられ、鳥獣対策と同様、本補助金の対象者を販売農家にも広げることが望ましい。

(イ) 札幌市農業基盤整備事業補助金の認定手続について（意見）

令和3年には、札幌市農業基盤整備事業補助金の利用は23件であるが、そのうち1件は農業用水施設工事であった。

当該工事の施工状況を確認できる写真が添付されているが、添付写真からは一般住宅に敷設されている外構水道栓と同様の設備の設置のように思われ、農業用水施設であると直ちに判断できない。

本件が不適切な補助金の支出とは直ちに判断できるものではないが、補助金の認定に当たっては、具体的な利用計画を提出させるとともに、現地調査を実施するなどして、農業用の施設であることを確認し、適正な補助金の支出を担保することが望ましい。

(3) 補助金の事後評価について

ア. 概要

札幌市新規就農支援事業あるいは札幌市基盤整備事業・地産地消推進事業において申請し要件を満たした新規就農者等に対し補助金を支給する事業を札幌市独自に行っている。

札幌市新規就農支援事業

本市農業の新たな担い手となる新規就農者等の経営の早期安定を図るために必要な機械・施設の整備等の経費に対して助成します。

(対象者)

人・農地プランに中心となる経営体として位置づけられているか、位置づけられることが確実と見込まれる者で次に掲げるいずれかに該当する者及びそれらの者で組織する団体で次の各号のいずれかに該当する者

ア 新たに独立・自営により経営を開始してから5年以内の者(三親等以内の親族から経営を継承する場合を除く)

イ 農業に従事してから5年以内の者が役員の過半を占める法人

ウ ア、イの者が2名以上含む農業者で組織する団体であり、代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがある団体

(対象事業)

1) 農畜産物の生産、加工、流通、販売に関する農業経営の開始若しくは改善に必要な機械又は施設、資材等の取得等

2) 農地等の改良、造成等

(要件)

- 1)単年度で完了する事業であること。
- 2)補助対象事業費は、原則として 50 万円未満であること。
- 3)事業の対象となる機械又は施設等は、耐用年数がおおむね 5 年以上であること。
- 4)原則として、農業経営の用途以外の用途に容易に供されるような汎用性の高いものではないこと。
- 5)用地の購入や賃貸に要する費用、既存施設等の解体費用、消耗的な資材、工事を実施中又は既に完成した施設等でないこと。

(実施要件)

- 1)導入する機械等における耐用年数を超えて経営を継続すること。
- 2)実施する事業は、人・農地プランを作成した地域内で行われ、原則として、営農地が市内の農業振興地域（農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号）第 6 条第 1 項の規定により指定された農業振興地域をいう。）内であること。

(補助率)

事業費の 100 分の 50 以内

札幌市農業基盤整備事業

国・道費補助事業の採択要件に満たない事業を対象に、市内農家が組織的に取り組む農業生産基盤の整備に要する経費の一部を補助しています。（土地基盤整備については、国・道費補助事業に対する市費上乘せ補助も実施しています。）

土地基盤整備のほか、「人と環境にやさしい農業」や地元で取れた農産物を地元

で消費する地産地消を基本理念とした生産施設や加工施設、直売所整備等による地域活性化の推進や有害鳥獣対策などを重点的に進めています。

(事業主体)

- ・ 農業協同組合
- ・ 農地所有適格法人
- ・ 札幌市の農業生産振興対策に寄与する生産者であって、札幌市が認める農業者
(認定農業者・認定新規就農者・札幌市中核登録農家等)

(事業費)

50万円以上の事業(ソフト事業、有害鳥獣対策事業などは除く)

(補助金額の制限)

一つの事業主体に対する補助金は、市長が認める場合を除き3カ年合計で300万円を限度とする。(これは、一事業実施者への補助金の偏りをなくすためのものです。)

イ. 監査結果(意見)

2つの補助金は、それぞれ「農業の新たな担い手となる新規就農者等の経営の早期安定を図るために必要な機械・施設の整備等の経費に対して助成」あるいは「国・道費補助事業の採択要件に満たない事業を対象に、市内農家が組織的に取り組む農業生産基盤の整備に要する経費の一部を補助」を目的としているが、その補助金の支給された後の効果については、市の要綱等では効果を求めていないため評価はしていない。

しかし補助金・助成金事業の効果が認められないのであれば、より効果のある新たな事業への予算を重点的に配分等すべきである。よって事業の効果については短期的ではなく少なくとも中期的に評価する必要があると思われる。

(4) 補助金の区・生産物等ピンポイントに当てた補助金の可能性の検討

ア．概要

国、道及び市では、現在新規就農者や既存の就農者に対し様々な補助金等を用意し、農業経営に役立てるよう方策を練っている。

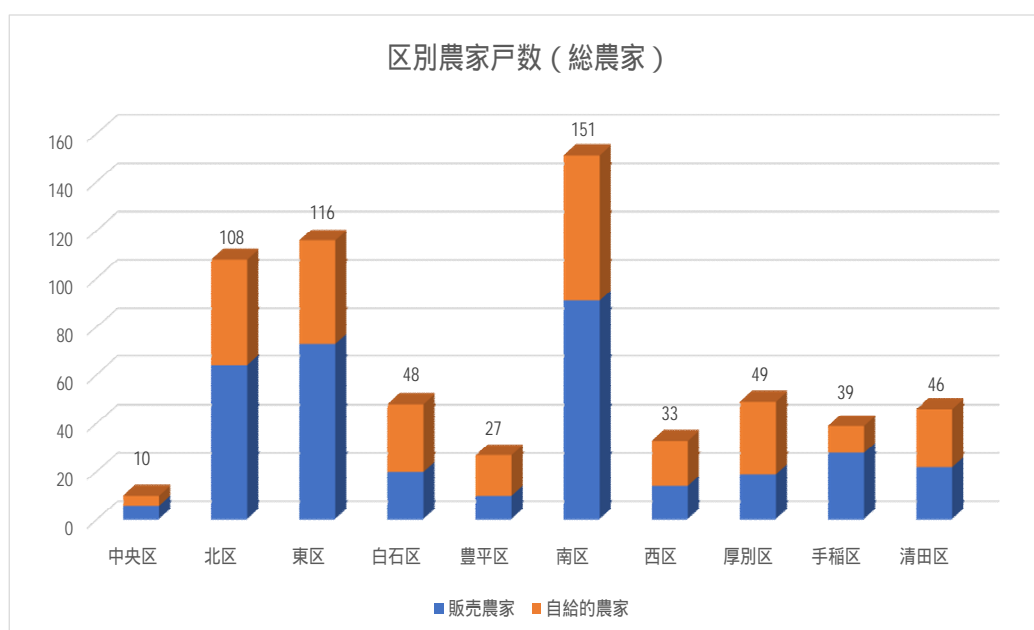
市でも様々な補助金を用意しているが、小規模就農者の多い札幌では、新規就農者の数がここ数年では1桁の人数となっており、その結果、補助金の申請そのものも少ない。

イ．監査結果（意見）

現在の補助金は、市全体の就農者をカバーできるような他の地方公共団体でも行われているような一般的な補助金である。このような補助金についても、就農者には必要とされているものであり、一概に否定するものではない。

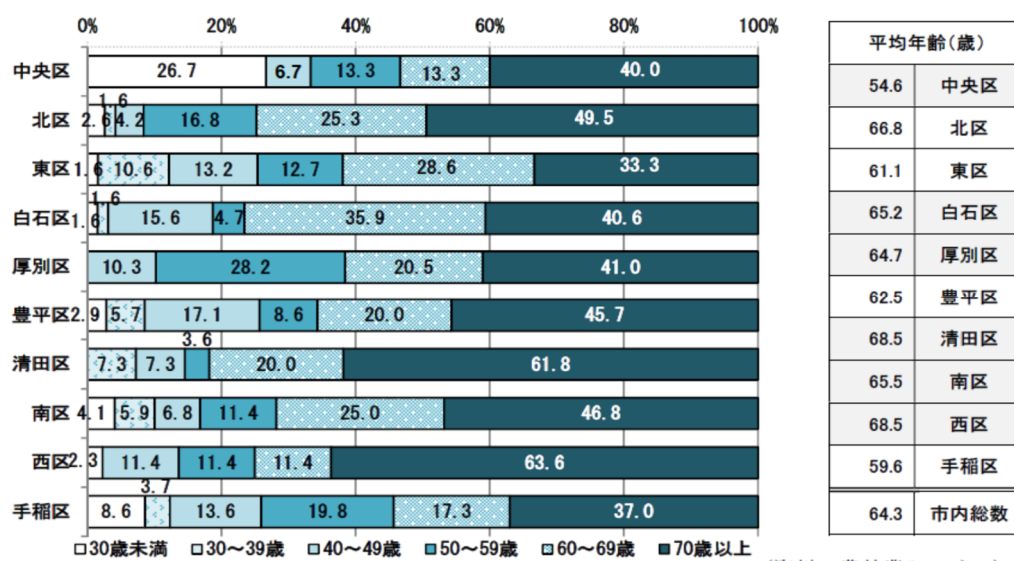
しかしながら、下記の通り、地域の実情が異なっている。区別の農家戸数（総農家）をみると、南区（151戸）、北区（108戸）、東区（116戸）の3区で市内総農家の半数以上を占めている。（農林業センサス 2020年）

札幌市区別農家戸数（総農家）



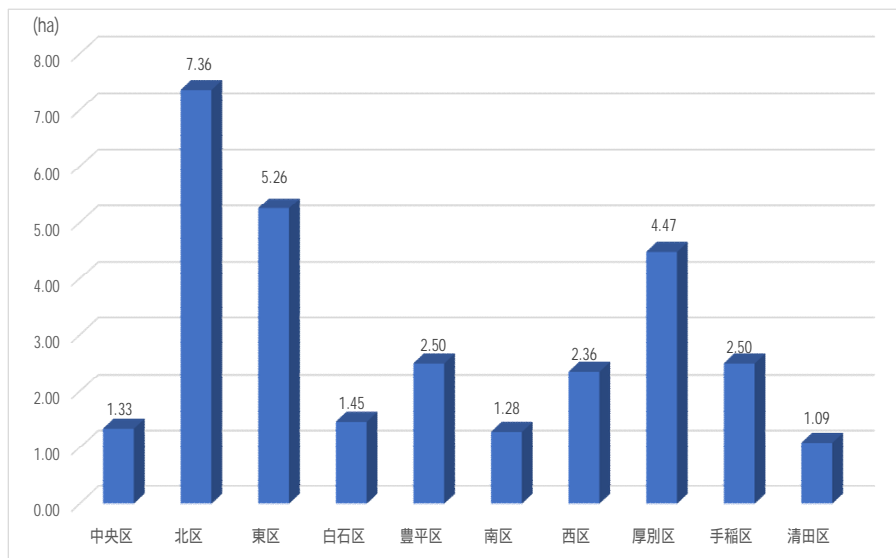
また、農業就業人口の年齢構成について、10区全てにおいて60歳以上が5割を超えている。特に、清田区では60歳以上の就業人口が81.8%と10区内で最も割合が高くなっている。また、平均年齢をみると、中央区（54.6歳）、手稲区（59.6歳）、東区（61.1歳）、豊平区（62.5歳）の4区で市内の平均年齢64.3歳より若くなっている。

札幌市区別年齢階層別就業人口の割合（販売農家）



(資料：農林業センサス)

札幌市農家1戸当たりの経営耕地面積（販売農家）



（資料：農林業センサス 2020年）

しかし、現状の市の就農者人口の減少等を考慮すれば、もっと就農者一人一人にとって経営の早期安定を図れ、事業を継続できるようもっと効果あるものにするには、市全体に対する補助事業だけではなく、区・生産物あるいは地域毎の特徴・実情にピンポイントに当てた補助金の可能性の検討をする必要があると思われる。

（5）札幌市新規就農支援事業に対する補助金について

ア．概要

新規就農者等の経営の早期安定を図るために必要な機械・施設の整備等の経費に対して助成している。その対象事業は 農畜産物の生産、加工、流通販売に関する農業経営の開始もしくは改善に必要な機械又は施設、資材等の取得等及び 農地等の改良、造成等であるが、 の農地等の改良、造成等に対して申請されたケースはないとのことである。

イ．監査結果（意見）

農地等の改良、造成等にこの事業が使われないことについて就農者等にヒアリン

グするなどしてより利用しやすい補助金とする必要があると思われる。